



目次

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 1. 今月のハイライト | p.1 |
| 2. 各国税務ニュース(2023年2月28時点) | p.1 - 3 |
| インドネシア タイ ベトナム フィリピン | |
| マレーシア シンガポール オーストラリア | |
| 3. セミナー情報 | p.3 - 4 |
| 4. 各国問い合わせ先 | p.4 - 5 |

今月のハイライト

- 2月号で紹介したとおり、シンガポール財務省は2023年2月14日に2023年度予算案を発表しました。グローバルミニマム課税(GloBE規則)の導入時期(2月号参照)以外の主な改正案として、企業革新スキーム(Enterprise Innovation Scheme: EIS)による一定の適格費用に対する所得控除の導入のほか、金融セクターインセンティブスキームの改正、シンガポールにファミリーオフィスを持つ適格寄付者へのインセンティブ制度の創設などが挙げられます。詳細は[日本語ニュースレター](#)をご確認ください。
- 2023年度マレーシア政府予算案および税制改正案が2023年2月24日に発表されました。これは、2022年10月に旧政権が公表した予算・改正案を部分的に修正したものです。改正案の主な内容としては、2024年からの導入に向けたキャピタルゲイン課税に関する調査の実施、自主開示プログラムの再実施、自動化設備の一括償却の上限拡大、奢侈税の導入が挙げられます。
- フィリピンの内国歳入庁は2023年2月17日にRMC No. 24-2023を発行し、ELSE(Ecozone Logistics Services Enterprise)と呼ばれる投資促進機関の認可を受けた物流サービス企業のVATの取り扱いについてQ&A形式で解説しています。CREATE法(共和国法第11534号)の発効以降、ELSE企業のVATのインセンティブについては不明確でしたが、本通達は、ELSE企業の登録プロジェクトに直接的かつ限定的に使用される国内購入にはVATゼロレートが適用されると解説しています。

各国税務ニュース(2023年2月28日時点)

インドネシア [税務犯罪の予備的証拠に基づく税務調査](#)

財務大臣(MoF)は2022年12月5日、税務犯罪の予備的証拠(Bukti Permulaan/Bukper)に基づく税務調査に関する規則 PMK-1771 を発行しました。

当規則により、Bukper 税務犯罪予備調査に関する PMK-239 と、オムニバス法の税務に関連する PMK-183 の第 107 条と第 114 条が取り消されます。当規則は 2023 年 2 月 3 日から有効です。

タイ



[Tax News Flash #04/2023: タイ内閣が e-withholding tax system の利用を促進するための財務省省令草案を承認](#)

タイ内閣は 2023 年 1 月 24 日、オンラインによる源泉税の申告・納税システム (e-withholding tax system) を通じて支払われる特定の所得に対し、源泉徴収税を減税する優遇措置を延長する財務省省令草案を承認しました。

本省令は 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの間有効です。

ベトナム



[財務省による特別売上税法の修正提案](#)

財務省は 2023 年 2 月下旬、特別売上税法の修正提案を公表しました。タバコ、オンラインゲームサービスなどの課税対象品目の追加、環境に配慮した自動車の適用税率の軽減など種々の修正提案がなされています。

フィリピン



[ELSE 企業の VAT の取り扱い](#)

内国歳入庁 (BIR) は 2023 年 2 月 17 日に RMC No. 24-2023 を発行し、ELSE (Ecozone Logistics Services Enterprise) と呼ばれる投資促進機関の認可を受けた物流サービス企業の VAT の取り扱いについて Q&A 形式で解説しています。CREATE 法 (共和国法第 11534 号) の発効以降、ELSE 企業の VAT のインセンティブについては不明確でしたが、本通達は、ELSE 企業の登録プロジェクトに直接的かつ限定的に使用される国内購入には VAT ゼロレートが適用されると解説しています。

マレーシア



[マレーシアの 2023 年度税制改正案 \(修正版\)](#)

2023 年度マレーシア政府予算案および税制改正案が 2023 年 2 月 24 日に発表されました。これは、2022 年 10 月に旧政権が公表した予算・改正案を部分的に修正したものです。税制改正案の主な内容は以下のとおりですが、より詳細な内容は [こちらの日本語記事](#) をご参照ください。

- キャピタルゲイン課税の導入に向けた調査の実施

会社による非上場株式の譲渡から生じるキャピタルゲインについて、現状は原則として非課税ですが、政府は 2024 年からの低税率での課税制度導入に向けた調査を行います。

- 自主開示プログラムの再実施

所得税 (法人・個人など) および間接税 (売上税、サービス税、関税など) について、過去の無申告や過少申告、過少納税の自主修正を促すプログラムが再実施されます。2023 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日の間、自主修正に係るペナルティが 100% 免除となる予定です。

- 自動化設備の一括償却の上限拡大

現状では上限 RM4 百万までとされている一括償却について、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの申請を対象に、上限が RM10 百万に拡大されます。

- 「奢侈税」の導入

既存の売上税の制度の枠組みの中で、種別に設定した一定金額以上の奢侈品を対象とした新たな税制 (通称「奢侈税」) が 2023 年中に導入される予定です。具体的な課税対象や税率などは、現時点では明らかにされていません。



2023 年度予算案の発表

- ・ 財務省は 2023 年 2 月 14 日に 2023 年度予算案を発表し、これからのグローバルな発展と能力開発および新たな機会の獲得に向け、物価上昇に対応した若年世帯や低所得層への継続的支援策と、これに伴う税制改正案を明らかにしています。
- ・ 現在世界的に導入が検討されているグローバルミニマム課税(GloBE 規則)に関しては、シンガポールでは GloBE 規則および国内最低法人税率課税制度のいずれも、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から導入されることが明らかになりました。
- ・ イノベーションを促進するための活動に取り組む企業に対する所得控除を強化するため、新たに企業革新スキーム(Enterprise Innovation Scheme: EIS)が導入されました。
- ・ 金融セクターに関する税制改正および、シンガポールにファミリーオフィスを持つ適格寄付へのインセンティブ制度を含むその他の改正事項については、日本語版の詳細ニュースレターをご参照ください([税制改正ニュースレター<日本語詳細版>](#))。

関連者間のローン取引に対する移転価格

- ・ シンガポール課税当局(IRAS)は関連者間のローン取引について、2023 年の指針スプレッド(Indicative margin)を公表しました。これにより、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間に実行された関連者間のローン取引のうち、ローン金額が SGD15 百万を超えないものに対して適用可能なスプレッドは 230bps(2.30%)とされました([詳細](#))。

GST 関連のアップデート

- ・ 2023 年(8%)および 2024 年(9%)の GST 税率改正に伴い、各種通達やホームページ、ガイドラインの内容の一部改訂が行われました。
- ・ また、IRAS は 2023 年 1 月 10 日に通達「2023 GST Rate Change: A Guide for GST registered Businesses (Fourth Edition)」を改訂し、GIRO を使った送金の受領日などの基準が明確化されました([詳細](#))。

BEPS 防止措置実施条約(MLI)の改正

- ・ ブルガリアおよび南アフリカとの MLI が 2023 年 1 月 1 日に発効され、既存の二重課税防止協定(租税条約)が改正されました([詳細](#))。



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- ・ 2023 年 Reportable Tax Position (PTP) スケジュールの変更
- ・ オーストラリア課税当局(ATO) が労働者に関する最新のガイダンスをリリース
- ・ 外国法人と税務上の居住地—移行アプローチの延長
- ・ OECD の第 1 の柱および第 2 の柱に関するアップデート

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

アジャイル経営を支える IT 戦略と実現に向けたロードマップ —企業の俊敏性を向上させる IT と組織のあり方—

本セミナーでは、2022 年 11 月に発表した「2022 年 DX 意識調査-IT モダナイゼーション編-」で明らかになった日本企業の IT に係る現状を紹介するとともに、「アジャイル経営」実現に向けた IT 活用のポイントを解説します。

配信期間： 2023 年 2 月 10 日(金)～5 月 1 日(月)

配信方法： オンデマンド配信

視聴時間： 約 90 分

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230201.html>

投資家に対する本質的な人的資本取り組みの実現とは

企業にとって重要なのは、経営戦略の実現を人材の観点で支える人材戦略の立案および人材のマネジメントを通じ、企業価値の最大化を実現していくこと、そして、人材が企業価値を最大化する自社のストーリーを広く打ち出し、投資家から中長期の事業成長に対する期待を獲得することです。PwC コンサルティングは、これらを“本質的な人的資本経営・開示”と位置づけています。

本セミナーでは、国内外における人的資本経営・開示の概況や、本質的な人的資本経営・開示の実現にあたってポイントとなる事業戦略と人事戦略の一貫性の担保、グループ／グローバルワイドで開示内容を構築する際のガバナンス体制、ステークホルダー(投資家・お客様)の視点に立った開示情報準備の重要性について解説いたします。

配信期間： 2023 年 2 月 6 日(月)～4 月 28 日(金)予定

配信方法： オンデマンド配信

視聴時間： 約 50 分

詳細および登録リンク： <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230206.html>

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[青木 一憲](#)(金融)、[本間 稔](#)(移転価格)、[田中 文人](#)

PwCインドネシア [菅原 竜二](#)(カンントリーリーダー)、[糸井和光](#)、[深澤 直人](#)、[濱田 孝一](#)、[松澤 智之](#)、[石山 洋平](#)、[水野 直樹](#)、[井上 由貴](#)
問い合わせ先：id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[木村 洋平](#)
問い合わせ先：th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カンントリーリーダー)、[小山 誠祐](#)、[小暮 寛之](#)
問い合わせ先：vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)、[大川 恵津子](#)
問い合わせ先：ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)、[水本 賢一](#)、[緩詰 真梨子](#)
問い合わせ先：my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [ハワード・オオサワ](#)(ジャパデスク 税務統括)、[北村 勝信](#)、[山本 尚紀](#)、[海谷 亮介](#)
問い合わせ先：sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [寺崎 信裕](#)(税務カンントリーリーダー)、[伊藤 大介](#)
問い合わせ先：au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.